

(公財) 佐賀県芸術文化協会事業費助成金交付要領

平成24年11月30日	一部改正
平成25年 6月13日	一部改正
平成31年 3月26日	一部改正
令和4年 5月11日	一部改正

1 趣 旨

この要領は、(公財) 佐賀県芸術文化協会事業費助成金(以下「協会助成金」という。)交付の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象事業者

助成対象事業者は、佐賀県芸術文化協会に加盟する団体及び、県内で活動する文化団体や個人とする。

3 助成対象事業

- (1) 助成金交付の対象となる事業は、佐賀県における芸術文化の振興に寄与すると認められる事業の中で、周年事業や記念事業など、特色ある事業とし、毎年開催する定期的・定例的な事業については、対象としない。
- (2) 団体とは別に「若手・新人バックアップ助成」として、概ね30歳までの若手が主催する事業対象に、1人1回、個展、舞台公演等に要する会場使用料を目的に助成する。
- (3) 単なる招聘事業については対象とせず、あくまで申請者の自主事業であることを基本とする(マネージメント事業は不可)。

4 助成対象経費

事業の実施に必要な経費とする。

助成対象となる経費は、次のとおりとする。

ア 賃金

イ 報償費(地域文化団体が開催する芸術文化講座は報償費のみを対象とする)

ウ 旅費(費用弁償)

エ 需用費(印刷費・食糧費・消耗品費等)

オ 役務費

カ 委託料(運送委託・看板等制作委託)

キ 使用料及び賃借料(若手・新人バックアップは会場使用料のみを対象とする)

ク その他必要と認められる経費

※ 応募団体(共催者を含む)の構成団体・構成員に対する報償費や旅費等は対象外とする。

また、主催関係者等の飲食費は、社会通念に照らし合わせ、1人1000円を超えない範囲までとする。

5 助成金額

- (1) 助成金額は、400千円を限度とし、総事業費のうち、助成対象経費計の2分の1以内で、かつ自己資金の3分の2以内とする。
- (2) また、助成対象事業で収入が見込まれるときは、助成金額は、次により算定された額を超えないものとする。

「助成対象経費」－「収入」

「収入」とは、チケット販売や参加料、広告料等をいい、当協会に申請する助成額を見込んで「収入」に組み入れてはならない。

- (3) 若手・新人バックアップは、100千円を限度とする。
- (4) 地域文化団体の開催する芸術文化講座は、講師謝金のみを助成対象とし、15千円を限度とする。
- (5) 記念誌などの発行において、印刷製本費に関しては2/3までを限度とする。

6 助成事業の申請から決定請求まで

(1) 申請

協会助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別紙様式第1号）によりあらかじめ協会理事長へ申請しなければならない。
合わせて、事業の内容が分かるよう事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(2) 採択

申請事業の採択は協会運営委員会において審査を行い、適当と認められたものを助成事業として決定する。

(3) 決定の通知

協会理事長は運営委員会での決定後、その内容を速やかに事業者に通知する。
その際、助成額についても、決定金額を通知するものとし、減額及び不採択についてはその理由も添付する。

(4) 事業の実施

事業者は事業計画書に基づき、事業を適切に実施する。

(5) 事業報告書の提出

事業の完了後は、速やかに実績報告書、収支決算書等の関係書類を、協会理事長へ提出しなければならない。

(6) 助成額の決定

理事長は提出された事業報告書を精査し、助成金の額の決定通知を行う。

(7) 請求書の提出

額の決定通知を受けた事業者は、交付請求書（別紙様式第2号）を協会へ提出する。

(8) 支払い

協会は事業者から提出された請求書に基づき、速やかに支払いを行うものとする。

8 概算払

協会理事長が必要と認めるときは、概算払で交付することができる。

この場合は概算払請求書（別紙様式第3号）により協会理事長へ助成金の交付請求を行うものとする。

9 助成金交付の条件

(1) 助成事業を中止する場合は、協会理事長へ届け出をしなければならない。

(2) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業終了後5年間保管しなければならない。

(3) 助成対象経費の2割を超える減額を行う場合や、補助事業の目的や計画の実施に影響を及ぼすような事業内容の変更を行った場合には、交付決定した助成金を減額する。

(4) 助成金の交付申請、計画変更、実績報告に虚偽の申告、不正の事実があった場合、助成金を助成対象事業以外に使用した場合には、交付した助成金の返還を求める。